

住宅用火災警報器 あなたの家にはついていますか！？

消防法により、すべての住宅やアパート、マンション（自動火災報知設備設置住宅は除く）で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅火災100件あたりの死者数
(平成25年～平成27年)

火災警報器
設置なし

10.1人

火災警報器
設置あり

7人

31%減

(出展：消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>)

火災は決して他人事ではなく、どこの家庭でも起こりうることです。

住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合と比べて100件あたりの死者数が31%も減っています。

万が一の時も住宅用火災警報器があれば、火災にいち早く気づくことができ、大切な命を守ってくれます。

つけてよかった！

住宅用火災警報器の奏功事例

- 1 家人は、外出し留守であったが、住宅用火災警報器が鳴動し、通行人の女性が警報音に気付いたことにより、早期に火災の発見、通報に繋がったため、大きな被害に至らなかった。
- 2 料理中にうとうと寝てしまい、台所内のガスコンロ上の鍋内の食材が焦げたもので、放置すれば火災に至る可能性があったが、室内に設置されていた住宅用火災警報器が作動し、本人が警報音に気づきコンロのスイッチを消したため、火災を未然に防ぐことができた。

消火ホースキットって何？

消火栓に直接接続して初期消火を行うための資器材を台車に積載した移動可能な消火器具です。

収納されている直径40ミリメートルの消火ホースや筒先は、消防隊が使用しているものよりも細くて軽いことから、女性でも容易に取り扱うことが可能です。

現在、市内175箇所の全避難所への配備が完了しています。

ご存知ですか？川崎市で防災資器材購入費の一部が補助される制度もあります！

自主防災組織独自に消火ホースキットを購入し、配備されてはいかかでしょうか？



掲載されている記事についてのお問い合わせ

川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119